

改定基本計画の施策の体系（中間報告に記載済み）

改定基本計画の目標は、清掃一組の経営計画の基本方針に沿って「循環型ごみ処理システムの推進」とする。

また、施策や取組の体系については、現行基本計画の施策の体系を参考としつつ、国や東京都の施策や東日本大震災後の社会環境の変化を踏まえ、以下のとおりとする。

目 標	施 策	取 組
循環型ごみ処理システムの推進	1 効率的で安定した中間処理体制の確保	(1) 安定稼働の確保 (2) ごみ受入体制の拡充 (3) 不適正搬入防止対策 (4) 計画的な施設整備の推進 (5) ごみ処理技術の動向の把握
	2 環境負荷の低減	(1) 環境保全対策 (2) 環境マネジメントシステムの活用
	3 地球温暖化防止対策の推進	(1) 熱エネルギーの一層の有効利用 (2) 地球温暖化防止対策への適切な対応 (3) その他の環境への取組 (緑化、太陽光発電、雨水利用等)
	4 最終処分場の延命化	(1) ごみ処理過程での資源回収 (2) 焼却灰の資源化 (3) 破碎処理残さの埋立処分量削減
	5 災害対策の強化	(1) 廃棄物処理施設の強靭化 (2) 地域防災への貢献

図－1－9 改定基本計画の施策体系図

[施策・取組の主な変更点]

現行基本計画からの施策・取組の変更点は、以下のとおりである。

- ① 現行基本計画「施策1 効率的で安定した中間処理体制の確保」の取組である「中間処理を担う人材の育成」と「運転管理等業務委託の推進」については、経営計画の取組事項のため削除した。
- ② 新たに水銀含有廃棄物対策の取組として、「不適正搬入防止対策」を加えた。
- ③ 現行基本計画「施策4 資源回収の徹底」は削除し、その取組である「ごみ処理過程での資源の選別回収」と「灰処理過程での資源回収」については、「施策4 最終処分場の延命化」の取組の中に加えた。
- ④ 現行基本計画の「最終処分場の延命化」の取組である「焼却灰の全量処理」については、溶融処理の計画見直しにより、新たな取組を「焼却灰の資源化」とした。
- ⑤ 東日本大震災以降の災害対策への意識の高まり等を踏まえ、新たに「施策5 災害対策の強化」を加え「廃棄物処理施設の強靭化」と「地域防災への貢献」を、新たな取組とした。

循環型ごみ処理システムを推進する施策及び取組

施策	現行計画取組(平成22年)	改定計画取組(平成27年)
1 効率的で安定した中間処理体制の確保	<p>(2) 安定稼働の確保 ごみ量・ごみ質の変化に的確に対応した運転・監視と日常及び定期の点検・検査・補修等や故障事例の分析による予防保全で故障の少ない安定的な施設の稼働を図ります。 また、各施設への危険物や処理不適物の混入を未然に防止し、適正搬入を促進するため、指導・監視を強化します。 これらにより、処理施設を常に安定的・効率的に運営していくとともに長寿命化を図ります。</p>	<p>(1) 安定稼働の確保 ごみ量・ごみ質の変化に応じた運転・監視を的確に行うとともに、適切な日常及び定期の点検・検査・補修を行います。 また、故障事例などの分析による予防保全を的確に行い、保全技術の水平展開に取り組み、故障の少ない安定的な施設の稼働を図ります。 さらに、耐用年数を迎える施設の集中時期に対応するため、施設の延命化を導入します。 これらにより、処理施設を常に安定的・効率的に運営していくとともに、施設整備においては、強靭化を図ります。</p>
	<p>(1) ごみ受入体制の拡充 各区や持込事業者の利便性を高めるため、受入時間帯を拡大するとともに、収集運搬効率に配慮した搬入調整を進めます。 また、2か所の不燃ごみ処理施設に改造を加え、粗大ごみ処理も可能することで粗大ごみの受入施設数を増やし、利便性を向上させます。 加えて、非常時の対応についても、震災時においては、電気・ガス等のインフラ復旧後速やかな施設の稼動再開を図ります。 また、新型インフルエンザなど感染症の流行時を想定して事業継続計画を策定し、安定的な受入体制の確保を図ります。</p>	<p>(2) ごみ受入体制の拡充 各区や持込事業者の利便性、収集運搬効率に配慮した搬入調整を進めます。 適切な焼却余力の確保と確実な施設整備計画を進めることで焼却能力の確保に努め、季節による排出量の変動にも対応できるごみの受入体制の充実を図ります。 また、新型インフルエンザや震災などの有事においては、事業継続計画(BCP)を機能させ、安定的な受入体制の確保を図ります。</p>
		<p>(3) 不適正搬入防止対策 各施設への処理不適物の搬入を未然に防止し、適正搬入を促進するため、23区と連携した一斉搬入物検査の徹底など、搬入物検査において効果的な手法を導入します。 また、悪質な不適正搬入者への搬入指導を強化するとともに、不利益処分の実施などについて検討していきます。 特に、水銀混入廃棄物の処理施設への搬入防止に向けて、23区及び東京都と連携し、対策を講じていきます。</p>
	<p>(5) 計画的な施設整備の推進 ごみの安定的な全量中間処理体制が確保できるよう、整備対象施設の現況を踏まえて必要な焼却余力を確保した上で、地域バランス、耐用年数、整備期間を考慮した整備計画を策定し、確実に推進していきます。</p>	<p>(4) 計画的な施設整備の推進 ごみの安定的かつ効率的な全量処理体制が確保できるよう、整備対象施設の現況を踏まえ、延命化の導入とともに地域バランス、耐用年数等を考慮した必要な焼却余力を確保できる整備計画を策定し、確実に推進していきます。</p>
	<p>(6) ごみ処理技術の動向の把握 メタン発酵によるバイオガス化やバイオエタノールなど、焼却技術とともに、今後展開する可能性のある技術について幅広く調査し、その動向の把握に努めます。</p>	<p>(5) ごみ処理技術の動向の把握 メタン発酵によるバイオガス化など、焼却技術とともに、今後展開する可能性のある処理技術について幅広く調査し、その動向の把握に努めます。 焼却灰の資源化については、主灰のセメント資源化以外についても、安全で効率的な方法について調査・検討を進めます。 また、エネルギーの総合利用効率向上に向け、調査を進め、導入の可能性について検討します。</p>

2 環境負荷の低減	(1)環境保全対策 可燃ごみを確実に焼却処理することにより区民の衛生環境を維持・向上させます。 また、ごみを焼却処理する過程で発生する有害な物質を燃焼管理により抑制し、削減・無害化して環境負荷を可能な限り低減します。このため、引き続き焼却炉と公害防止設備の管理を最適に行うなど、大気汚染防止対策、水質汚濁防止対策、悪臭防止対策、騒音・振動防止対策等の環境保全対策を推進します。 あわせて、定期的に測定データをホームページに公表します。	(1)環境保全対策 ごみを焼却処理する過程で発生する有害な物質を燃焼管理により抑制し、削減・無害化を図り、環境負荷を可能な限り低減させます。このため、引き続き焼却炉と公害防止設備の管理を最適に行うなど、大気汚染防止対策、水質汚濁防止対策、悪臭防止対策、騒音・振動防止対策等の環境保全対策を推進します。 また、清掃工場から排出される排ガスについては、法令による規制基準値より厳しい自己規制値を設定し遵守することにより、大気汚染防止対策を徹底します。 あわせて、定期的に測定データをホームページに公表します。
	(2)環境マネジメントシステムの活用 清掃工場等でごみ処理による環境への影響を自主的に管理し、省資源・省エネルギーを含めた環境負荷の低減を継続的に行っていくための環境マネジメントシステムISO14001の確立・維持を図ります。	(2)環境マネジメントシステムの活用 環境マネジメントシステムISO14001の確立・維持を図ることで、ごみ処理による環境への影響を自主的に管理し、省資源・省エネルギーを含めた環境負荷の低減を継続的に行っていきます。 これらにより、清掃一組のごみ処理システムに対する区民からの信頼性の維持・向上に努めます。
3 地球温暖化防止対策の推進	(1)熱エネルギーの一層の有効利用 化石燃料の使用量を減らし、地球温暖化防止に寄与するため、清掃工場の建替えにあたって、高効率発電設備の導入を図るなど、一層のエネルギー回収を進めています。	(1)熱エネルギーの一層の有効利用 化石燃料の使用量を減らし、地球温暖化防止に寄与するため、 効率性の高い熱供給・熱利用 に努めるとともに、清掃工場の建替えにあたって、熱エネルギーを効率的に回収可能とするシステムの導入を図り、高効率発電を進めています。
	(2)地球温暖化防止対策への適切な対応 地球温暖化防止対策の推進に関する法律など地球温暖化対策関連の法令に基づき、処理施設に課せられる温室効果ガス排出量の報告や規制を遵守します。 また、平成21年度に公表された排出量算定ガイドライン等にも適切に対処していきます。	(2)地球温暖化防止対策への適切な対応 地球温暖化防止対策の推進に関する法律など地球温暖化対策関連の法令に基づき、処理施設に課せられる温室効果ガス排出量の報告や規制を遵守します。 また、特定温室効果排出量算定ガイドライン等にも適切に対処していきます。
	(3)その他の環境への取組(緑化、風力、太陽光発電、雨水利用) 従来からの省エネ対策や構内緑化の拡大に加えて清掃工場建物の屋上や壁面を利用し緑化を進め、地面や建物への蓄熱の抑制、冷房負荷の低減を図ります。 また、屋上、壁面や敷地を活用して太陽光発電パネルや風力発電設備を設置し自然エネルギーの有効活用による発電を1,000kWに増加します。 雨水は道路洗浄のための散水やプラント用水としての利用を全工場に拡大します。	(3)その他の環境への取組(緑化、太陽光発電、雨水利用等) 清掃工場の建替えにあたって、従来からの省エネ対策や構内緑化の拡大に加えて清掃工場建物の屋上や壁面の緑化を進め、地面や建物への蓄熱の抑制、冷房負荷の低減を図ります。 また、屋上、壁面を活用して太陽光発電パネル等を設置し、積極的に自然エネルギーを有効活用した発電を進めるとともに雨水は道路洗浄のための散水やプラント用水として有効に活用します。

4 最終処分場の延命化	<p>(1)ごみ処理過程での資源の選別回収 地球上の限りある資源をできるだけ循環利用するため、中間処理施設の処理過程で回収する鉄やアルミニウムの選別精度の向上や、鉄・アルミニウム以外の資源についても資源市場動向や回収技術・回収コストなども考慮したうえで、資源化の可能性について検討していきます。</p>	<p>(1)ごみ処理過程での資源回収 不燃ごみの処理過程で回収する鉄やアルミニウムの選別精度の向上を図ります。 また、不燃・粗大ごみ中の鉄・アルミニウム以外の金属資源についても資源市場の動向や回収技術・回収コストを考慮した上で、資源化の可能性について検討していきます。 さらに、不燃ごみ・粗大ごみの将来的な処理方法について、調査・検討を進め、更なる最終処分量の削減に取り組みます。</p>
	<p>(1)焼却灰の全量処理 清掃事業の生命線である最終処分場の延命化を図るために、主灰については、全量溶融処理を進めます。 加えて、溶融スラグの品質向上や一時的な大口需要にも応えるために、ストックヤードの整備等を図るなど、今後も利用先の確保に向け積極的な働きかけを行っていきます。 また、飛灰については、省エネルギー・経済性の向上を図るために、脱塩処理など資源化を含めて、検討を進めます。</p> <p>(2)灰処理過程での資源回収 主灰の溶融処理を安定的に進め、資源としてのスラグの品質向上を図ります。 また、灰処理過程で発生する炉底メタル、溶融メタルなど貴金属も含まれる資源の回収を進めます。 その他溶融飛灰等から亜鉛や銅などの回収について、経済性や技術面での検討を進めます。</p>	<p>(2)焼却灰の資源化 焼却灰の溶融処理は、規模を縮小することとしており、溶融処理をしない主灰は埋立処分し、飛灰、溶融飛灰については、安定化処理後、埋立処分することにしております。 しかしながら、清掃事業の生命線である最終処分場の延命化を図る必要があるため、主灰をセメント原料として活用する等の焼却灰の資源化について、経済性や環境負荷を勘案しつつ、安定的な事業化の可能性を検討していきます。 また、焼却灰の資源化に伴う鉄くず等の金属資源回収の実現可能性について経済面や技術面での検討を行い、その結果を踏まえて、施設整備を図っていきます。 なお、引き続き溶融処理に伴い生成されるスラグの有効利用を推進するとともに、炉底メタル、溶融メタルなど資源の回収を進めます。</p>
	<p>(2)破碎処理残さの埋立処分量削減 処理過程で回収する資源の選別精度の向上を図るとともに、不燃ごみ・粗大ごみを破碎・選別処理した残さについては、清掃工場等での処理を進め、埋立量削減に取り組みます。</p>	<p>(3)破碎処理残さの焼却処理の推進 不燃ごみの破碎・選別後の可燃性処理残さについては、清掃工場での焼却処理を進め、埋立処分量の削減に取り組みます。</p>
5 災害対策の強化		<p>(1)廃棄物処理施設の強靭化 清掃工場の建替えにあたって、引続き関係法令などに基づき工場建物の耐震性を確保するとともに、立地条件を踏まえて地盤改良や浸水対策を図ります。また、発災後の迅速な再稼働に備え、施設の強靭化に取り組みます。 加えて、震災などで発生した災害廃棄物を適切かつ迅速に処理するためには、破碎・選別処理が不可欠であり、不燃ごみ処理施設が更新等により災害廃棄物に対応できるまで粗大ごみ破碎処理施設を活用して、処理可能な範囲で、災害廃棄物の処理体制の確保に努めます。</p>
		<p>(2)地域防災への貢献 区民の安心・安全の向上のため、大規模災害発生時における地域防災への貢献について、区の地域防災計画との整合を図りながら、検討を進めます。 また、東京都と協定を結んでいる救出救助機関及び民間ライフライン機関の活動拠点としての活用についても、必要な環境の整備を推進します。 なお、大規模災害発生時の地域防災拠点への電力の供給については、蓄電池等の技術開発や国の動向を見ながら、検討を進めます。</p>